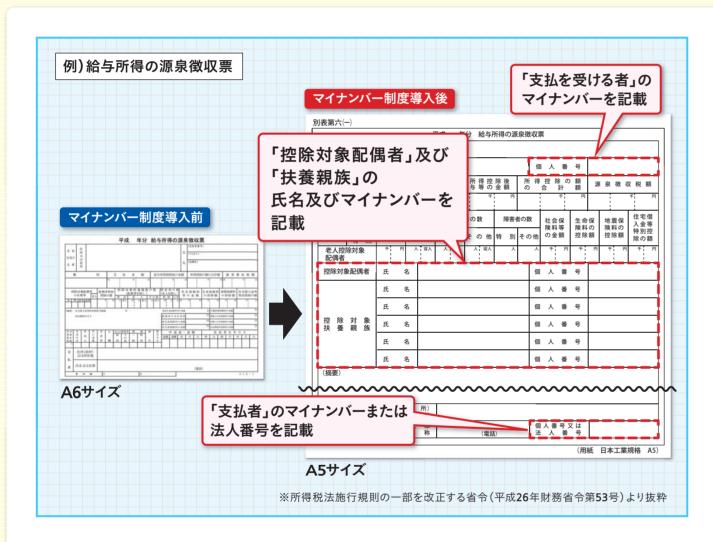


税や社会保障の関係書類の様式が 変わります。

マイナンバー制度の導入に伴い、様々な税務関係書類の様式も変わります。

税務・社会保険関係で多くの様式が変更される予定ですので、書類作成の際の業務手順の 確認や準備なども必要になります。



法定調書での主な変更点

- ●主に支払者及び支払を受ける者のマイナンバーまたは法人番号を記載するようになり、 記入欄が追加されます。
- ●給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書のサイズは、A6からA5になります。

※給与所得の源泉徴収票には税務署提出用と本人交付用がありますが、 本人交付用には支払者のマイナンバーまたは法人番号は記載しないことになっています。 事業者がマイナンバーを記載する書類(参考例)

税分野

- 給与所得の源泉徴収票
- ●退職所得の源泉徴収票
- ●報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ●不動産等の売買又は
- 配当、剰余金の分配及び基金利息の 支払調書
- 不動産の使用料等の支払調書
- 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- ●不動産等の売買又は 貸付けのあっせん手数料の支払調書
- ●給与支払報告書



など

税務署に提出する法定調書などに、従業員や報酬の支払先等の マイナンバーや法人番号を記載

社会保障分野

- ●雇用保険被保険者資格取得(喪失)届
- ●健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得(喪失)届
- ●健康保険被扶養者(異動)届
- ●国民年金第3号被保険者関係届
- ●健康保険・厚生年金保険産前産後休業/育児休業等取得者申出書・終了届



など

健康保険、雇用保険、年金などの手続の場面で提出を要する書面に、 従業員等のマイナンバーを記載

16